

第 19 回黒部市農業委員会議事録

1. 日時 令和 5 年 1 月 6 日（金） 15 時 00 分～16 時 05 分
2. 場所 黒部市役所 2 階 201, 202 会議室
3. 出席委員 12 名
農業委員 12 名
1 番 中野 貴代美 2 番 山本 隆淑 3 番 山本 隆 5 番 橋本 喜洋
6 番 能澤 喬之 7 番 岩井 竹志 8 番 船屋 裕子 9 番 大坪 敏郎
10 番 宮崎 誠一 11 番 松岡 高生 12 番 中島 淨 14 番 中坂 稔
4. 欠席委員 2 名
4 番 高村 茂良 13 番 佐々木 智
5. 農業委員会事務局 4 名
事務局長 平野 孝英
係 長 辻 真美
主 任 中陳 栄
主 任 紙谷 泰史
6. 議事 (1) 議案第 65 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

(2) 議案第 66 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について

(3) 議案第 67 号 農地法第 5 条第 1 項の許可に係る事業計画変更申請に対する意見について

(4) 議案第 68 号 令和 4 年度黒部市農地利用集積計画の決定について
7. 会議の内容
事務局長：皆様、お疲れ様です。ただ今から第 19 回黒部市農業委員会総会を開催します。
最初に、橋本会長からあいさつがあります。
会 長：(あいさつ)
事務局長：ありがとうございました。
会 長：本日の総会の議事録署名委員を私の方から指名します。中坂 稔委員、中野 貴代美委員の両委員を指名します。
本日の総会に欠席する旨、通知を受けている委員を報告します。高村 茂良委員、佐々木 智委員から事前に欠席通知を受けておりますので報告します。
それでは、議事に入ります。議案第 65 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について審議をいたします。事務局より説明願います。

◎議案第65号

事務局：議案第65号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明いたします。
資料の3ページをご覧ください。

〈1番〉 下立地区 宇奈月町下立〇〇番 地目：田の2,962㎡について。
譲受人 黒部市宇奈月町下立 〇〇さんへ、譲渡人 群馬県伊勢崎市若葉町 〇〇さんからの所有権移転であります。理由は売買であります。
譲渡人は、群馬県にお住まいであります。相続により取得した該当の田んぼをこれまで利用権を結び耕作していました。今回、譲渡人から今後管理していくことが難しいとのことから、所有権を手放すことを考え、希望として田んぼが所在する下立地区の農家の方に譲りたいという意向から、下立に在住の譲受人との売買となりました。お互い、同意されており、これまで耕作してこられた方との合意解約書も提出済みであります。
譲受人は下立地区内で約1町ほどを経営する農家でありまして、5反歩要件を満たしていることから、申請に問題ないと考えます。

〈2番〉 大布施地区 古御堂〇〇番他1筆 地目：田の2,374㎡について。
譲受人：黒部市古御堂 〇〇さんへ、譲渡人：神奈川県横浜市港南区上大岡西三丁目 〇〇さんからの所有権移転であります。理由は売買であります。
譲受人は、大布施地区の認定農業者であり、水稻、野菜を主に耕作され、年齢も30歳であることから今後、地域農業の担い手として期待されております。また、家族で大布施地区を中心に手広く農業経営されております。
譲渡人は、横浜に在住であり該当農地の管理が困難であり、管理していく後継者を見つけることが出来なかったことから、売却を考えておられました。
該当の農地はこれまで譲受人の家族に委託してきており、譲受人の家族が耕作する田んぼと仲間田や隣接する田んぼであることから、今後の耕作の事も考慮し売買することを決めたとのことです。

計2件 3筆 5,336㎡であります

会長：それでは、議案第65号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議を行います。

1番の案件についてですが、本日、地区委員が欠席であり、事前に委員の同意を受け申請されております。

続きまして、2番の案件についてですが、こちらも地区委員が欠席であり、事前に委員の同意を受け申請されております。

各地区委員が同意されている案件について、他の委員の意見を求めます。

A委員：2番の該当の農地はハウスが建っているところか。

事務局：隣地にハウスが建っています。

会長：その他何かございませんか。

異議なしとのことですので、議案第65号 農地法第3条第1項の規定による別紙申請の件について、当委員会は許可することに決定します。

続きまして、議案第66号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 議案第67号 農地法第5条第1項の許可に係る事業計画変更申請に対する意見について 以上、2議案について審議を行います。事務局より説明願います。

事務局：議案第66号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてですが、9件ございます。5ページをご覧ください。

- 〈1番〉 石田地区 石田〇〇番 地目：田 現況：畑の1筆460㎡について。
譲受人 東京都中央区晴海二丁目 〇〇さん へ
譲渡人 黒部市石田 〇〇さんからの所有権移転であり、転用目的は貸駐車場です。
譲受人は、申請地に隣接する会社の代表取締役の叔父にあたり、この会社は昭和63年に設立し市内における学校給食用パン等の製造など行っており、知的障がい者の雇用などの福祉活動にも貢献し、地域に根差した会社とのことです。従業員が現在26名おり、従業員駐車場は既存工場敷地内にありますが、搬入搬出用の通路も利用しているため一時的に移動や路上駐車せざるを得ない状況があるとのことです。会社で駐車場用地を所得することも検討しましたが、取得費用も捻出もコロナ禍もあって見通しも悪いため、株主の理解を得られないことから、譲渡人が買い取り、会社に使用貸借する予定です。
- 〈2番〉 三日市地区 牧野〇〇番 地目：田 現況：田の1筆357㎡について
譲受人 黒部市新牧野 〇〇さん へ
譲渡人 黒部市牧野 〇〇さんからの所有権移転であり、転用目的は一般住宅です。
譲受人は、昨年11月に結婚し、市内の賃貸アパートにて妻と2人で暮らしております。かねてより自分の住まいを建てたいと考えており、実家周辺で土地を探しており、譲受人の叔父にあたる譲渡人が所有する農地を転用して建築する計画となったため今回申請されました。
申請地には2階建ての木造住宅を建築する計画です。
- 〈3番〉 東布施地区 尾山〇〇番 地目：田 現況：田の1筆 298㎡について
譲受人 黒部市植木 〇〇さん へ
譲渡人 黒部市尾山 〇〇さんからの所有権移転であり、転用目的は住宅建築用地です。なお、この案件につきましては、議案第67号 農地法第5条第1項の許可に係る事業計画変更申請の1番の案件と関連がありますので後ほど説明させていただきます。
- 〈4番〉 生地地区 生地字上町〇〇番 地目：田 現況：田の1筆 512㎡ について。
譲受人 黒部市生地中区 〇〇さん へ
譲渡人 福岡県春日市紅葉ヶ丘西6丁目 〇〇さんからの所有権移転であり、転用目的は住宅建築用地です。
譲受人は、市内の賃貸アパートにて妻と2人で暮らしております。今春には第1子が出産予定ということもあり、夫婦共働きのため、両親に世話をしてほしいことなどを考慮し、新築住宅を検討していました。そのため、現在の居住地区内周辺で土地を探したところ、都市計画の用途区域内で小中学校へも徒歩圏内に通学できる範囲でもあり、妻の実家にも近い申請地を見つけ、合意となったため今回申請されました。
転用許可の一般基準として、一般住宅の転用の場合は500㎡を目安としており、今回はその目安を少し超えておりますが、申請地の隣接地は道路や宅地に囲まれており、転用計画の必要最小面積を差し引いた面積の土地も少なく、農地上利用しがたい過小残地が生じるため、住宅面積の例外としたケースとなります。
申請地には平屋建ての木造住宅を建築する計画です。

- 〈5番〉 生地地区 生地中区〇〇番 地目：田 現況：田の1筆 489㎡ について。
譲受人 黒部市生地中区 〇〇さん へ
譲渡人 黒部市生地中区 〇〇さんからの所有権移転であり、転用目的は自家用及び事業用駐車場です。
譲受人は両親、弟、妻及び子供3人の8人暮らしをしており、自宅敷地内において両親と弟が自動車修理工場を営んでおります。このため、自家用車の駐車スペースが敷地内になく、事業用駐車スペースの空いている場所に駐車していますが、事業用駐車スペースも不足している状態となっていました。
申請地は、自宅兼事業所に隣接しており、不足する事業用駐車スペースを補うには大変都合がよく、これまでに何度か購入したい旨を伝えておりましたが、今般譲渡人の夫が亡くなり、譲渡人より土地を買っていただけないかと要望があり、今回合意となったため申請されました。
申請地には車庫を建設し、自家用及び事業用駐車場及び進入路を整備する予定です。
- 〈6番〉 荻生地区 荻生字大本〇〇番 外2筆地目：田 現況：田の計3筆1,897㎡について。
譲受人 高岡市中川栄町 〇〇さん へ
譲渡人 黒部市荻生 〇〇さんからの所有権移転であり、転用目的は共同住宅敷地です。農振除外からの案件です。
申請地周辺は、食品スーパーやドラッグストア、家電量販店などはじめとするの商業施設が多く立地しており、旧国道8号線や背骨道路といわれる新堂中新線などの主要道路へのアクセスも良く、中央小学校や明峰中学校などの教育機関へも1km圏内と住環境が好条件な立地のため共同住宅の要望が多くありましたが、現在は不足している状態とのことです。
申請地には2階建て10世帯用の共同住宅が2棟と駐車場36台分を整備予定です。
- 〈7番〉 生地地区 生地中区〇〇 地目：田 現況：畑の206㎡ について。
譲受人 滑川市柳原 〇〇さん 〇〇さん へ
譲渡人 黒部市生地 〇〇さん 富山市窪新町 〇〇さんからの所有権移転であり、転用目的は一般住宅敷地です。
なお、この案件につきましては、。議案第67号 農地法第5条第1項の許可に係る事業計画変更申請の2番の案件と関連がありますので後ほど説明させていただきます。
- 〈8番〉 三日市地区 牧野〇〇番 地目：田 現況：田の661㎡ について。
譲受人 石川県金沢市二口町ハ 〇〇へ
譲渡人 黒部市新牧野 〇〇さんからの所有権移転であり、転用目的は共同住宅用地です。
申請地周辺は市内中心部であり、市役所や市民病院から近く、メルシーやドラッグストアなど商業施設が多く立地しており、旧国道8号線など主要道路やあいの風とやま鉄道、富山地方鉄道など交通機関へのアクセスも良く、住環境が好条件な立地です。また、YKKなど若い世代が多く勤める会社が周辺に多いということもあり、共同住宅の要望も多く需要が見込まれることから今回申請となりました。
申請地には2階建て8世帯用の共同住宅1棟と駐車場16台分を整備予定です。

〈9番〉 生地地区 生地芦区〇〇番 地目：田 現況：雑種地の917㎡ について。

譲受人 黒部市生地芦区 〇〇さん へ

譲渡人 富山市本郷町 〇〇さんからの所有権移転であり、転用目的は貸駐車場敷地です。

譲受人は申請地と自宅に隣接した敷地でガラスや建具工事などの会社を経営しております。従業員や社用車などは自宅や会社敷地内に駐車しておりますが、手狭であり搬入搬出等の作業に支障きたすこともあり、隣接する申請地を従業員駐車場及び社用車駐車場や資材置場として譲受人が買い取り、会社に使用貸借することとしました。

なお、申請地には譲渡人の父が所有していた頃、昭和後期から盛土をし碎石を敷いていることから譲渡人より始末書が提出されております。

以上、9件 12筆 5,797㎡です。

続きまして、議案第67号 農地法第5条第1項の許可に係る事業計画変更申請ですが、2件ございます。8ページをご覧ください。

〈1番〉 東布施地区 尾山〇〇番 地目：田 現況：田の1筆 298㎡について

申請者 黒部市植木 〇〇さんで、転用目的を資材置場から住宅建築用地に変更したため申請されました。議案第66号 農地法第5条第1項の規定による許可申請3番の案件との関連です。

申請者は、植木の賃貸アパートにて妻と二人暮らしであり、毎月住宅ローン相当の賃借料を支払っていることや、子どもが3月に出産予定であること、夫婦共働きであることもあり両親に世話をしてほしいことを考慮した結果、新築住宅を建築することとしました。妻の実家周辺で候補地を探していたところ、以前に資材置場として転用許可申請を受けたものの、今後事業を行わないこととなった申請地を見つけ、現在の所有者（譲渡人）と合意となったことから、事業計画変更を申請し、転用申請することとしました。

申請地は平成16年6月に製缶業をしていた現在の所有者が事業用の資材置場として農地法5条の転用許可を受けました。所有権は移転されましたが資材置場とする前に事業をやめており手つかずの状態となっております。

〈2番〉 生地地区 生地中区〇〇番 地目：田 現況：畑の206㎡ について。

申請者は 当初計画者 黒部市生地 〇〇さん 富山市窪新町 〇〇さん

承継者 滑川市柳原 〇〇さん 〇〇さんであり、転用目的は変更前、変更後ともに一般住宅敷地です。議案第66号 農地法第5条第1項の規定による許可申請7番の案件との関連です。

地図上、青色、赤色、黄色に色分けしておりますが、これらは全て平成10年に農地法第5条の許可を受けた土地です。転用の目的としましては、黄色の部分は、今回の承継者である〇〇さんの父が自宅を建てる目的で申請を行い、赤色および青色の部分は、〇〇さんの祖父とおじが、自宅を建てる目的で一体で農地転用申請を行ったものです。許可後、黄色の部分については目的どおり事業が完了しましたが、赤色及び青色の部分については、おじにあたる〇〇さんが県外を含めて転勤が多く、富山市内に居住した方が利便性に優ることもあって、自宅を建てることがなくなったため、平成31年1月に〇〇さんの兄が青色部分を事業計画変更し転用許可を行いました。その当時、残

りの赤色については祖父が自家用の畑や宅内の通路として利用しておりました。
承継者の〇〇さんは、地図の黄色部分が実家で、結婚を機に滑川のアパートに暮らし
ておりましたが、将来を見据えて、戸建て住宅を建築することを計画しました。将来的
に子どもの面倒をみてもらう際や、両親の介護を行う際に都合がよいことから、実
家横の申請地（地図上赤色斜線の部分）に新居を建築したいと考え、本申請に至りま
した。

以上、2件 2筆 504㎡です。

議案の詳細につきましては、A3の右上に「参考」と書いてある資料をあわせてご確
認ください。

会 長：それでは、議案第66号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議を行
います。1番の案件について、石田地区の委員の意見を求めます。

地区委員：意見なし。

会 長：次に、2番の案件について三日市地区の委員の意見を求めます。

地区委員：意見なし。

会 長：次に、3番の案件について東布施地区の委員の意見を求めます。

地区委員：意見なし。

会 長：次に、4番の案件について生地地区の委員の意見を求めます。

地区委員：意見なし。

会 長：次に、5番の案件について生地地区の委員の意見を求めます。

地区委員：意見なし。

会 長：次に、6番の案件について荻生地区の委員の意見を求めます。

地区委員：意見なし。

会 長：次に、7番の案件について生地地区の委員の意見を求めます。

地区委員：意見なし。

会 長：次に、8番の案件について三日市地区の委員の意見を求めます。

地区委員：意見なし。

会 長：次に、9番の案件について生地地区の委員の意見を求めます。

地区委員：意見なし。

会 長：地区委員が異議なしとのことですが、他の委員の意見を求めます。

各 委 員：異議なし。

会 長：異議なしとのことですので、議案第66号 農地法第5条第1項の規定による別紙申請の
件について、当委員会は許可に同意することに決定します。

続きまして、議案第67号 農地法第5条第1項の許可に係る事業計画変更申請について
審議を行います。

1番、2番の案件について、先ほどの議案第66号 農地法第5条第1項の規定による別
紙申請の件と関連がありまして、各地区委員が異議なしとのことですが、他の委員の
意見を求めます。

各 委 員：異議なし。

会 長：異議なしとのことですので、議案第67号農地法第5条第1項の許可に係る事業計画変
更申請について、当委員会は許可に同意することに決定します。

続きまして、議案第68号 令和4年度黒部市農用地利用集積計画について審議いたし
ます。

事務局より説明願います。

◎議案第 68 号

事務局：議案第 68 号 令和 4 年度黒部市農用地利用集積計画についてですが、10、11 ページ目をご覧ください。今回提出させていただきますのは、令和 4 年 11 月 22 日から令和 4 年 12 月 20 日までに受付しました利用権設定についてであります。

期間別、利用権設定面積でございますが、今回は、新規 6 年未満 0 m²、新規 6 年以上 48,694 m²、再設定 6 年未満が 53,924 m²、再設定 6 年以上が 29,774 m²でございます。12 ページ目をご覧ください。地区別の利用権設定一覧表でございます。

田家地区	2 件	3,081 m ²
村椿地区	1 件	5,755 m ²
大布施地区	5 件	38,254 m ²
三日市地区	2 件	16,994 m ²
前沢地区	1 件	2,859 m ²
若栗地区	1 件	3,165 m ²
東布施地区	1 件	1,786 m ²
愛本地区	2 件	11,122 m ²
下立地区	2 件	5,998 m ²
浦山地区	7 件	43,378 m ²

総件数は 24 件で、利用権設定面積は 132,392 m²となっております。

13 ページ目をご覧ください。合意解約地区別一覧表でございます。今回は

村椿地区	1 件	5,755 m ²
大布施地区	2 件	8,045 m ²
荻生地区	1 件	1,879 m ²
下立地区	1 件	2,962 m ²

なお、資料カッコ内の数は機構契約分を示します。

総件数は 5 件で、解約面積合計は 18,641 m²となっております。

14 ページ目をご覧ください。今回の利用権設定率ですが、合計面積 1,096 万 717 m²を 2,517 万 1,022 m²で割りますと、43.5%となりました。その内の農地中間管理機構の活用実績ですが、合計面積 206 万 9,176 m²を 2,517 万 1,022 m²で割りますと、設定率 8.2%となりました。

今回の利用権設定の詳細につきましては、15 ページ以降に記載されておりますので、ご一読ください。

農用地利用集積計画につきまして、事務局からは以上でございます。

会長：事務局から説明があった農用地利用集積計画について各委員の意見を求めます。

何かご意見ございませんか。

各委員：異議なし。

会長：異議なしとのことですので、議案第 68 号 令和 4 年度黒部市農用地利用集積計画について、当委員会は同意することに決定します。

これで予定していた議事が終了しましたが、何か他にご意見ございませんでしょうか。特にないようですので、その他の事務報告に移ります。

(事務局より説明)

会長：それでは、これもちまして本日の委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。
(16時05分で終了)

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長 _____

議事録署名委員 14番 _____

1番 _____